

指導行政のポイント

学校運営と“国旗・国歌”

菱村 幸彦

「国旗及び国歌に関する法律」(以下「国旗国歌法」)の制定以来、学校における国旗・国歌の取扱いをめぐる紛糾するケースは減少した。それでも全国的にみると、いまだに一部で国旗・国歌をめぐるトラブルが絶えない。

いまだに紛糾する学校も

昨年末に公表された文部科学省調査によれば、平成13年度に国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いで、戒告処分を受けた教師は94人、訓告処分を受けた教師は70人に及ぶ。また、気の毒ながら、国旗・国歌のトラブルで監督責任を問われて処分(訓告)を受けた学校管理職は37人もいる。

処分の理由をみると、「卒業式に国歌演奏を妨害した」「校内で国歌演奏に反対するピラを配布した」「事前の校長の指導に従わず国歌斉唱時に着席した」など、もっぱら国歌斉唱にかかわるものとなっている。以前は、国旗掲揚に対する妨害行為が多かったが、国旗国歌法の制定後は、国旗掲揚を妨害するケースはほとんどなくなった。

法的根拠論から思想の自由論に

周知のように、学校における国旗・国歌の扱いをめぐる論点は大別すれば二つある。一つは、日の丸・君が代を国旗・国歌とする法的根拠が明確でないのではという論点であり、いま一つは、国旗・国歌を学校で指導することが思想・信条の自由を侵すことにならないかという論点である。

第1の論点については、平成11年に国旗国歌法が制定され、「国旗は、日章旗とする」「国歌は、君が代とする」とする条文が定められ、終止符が打たれた。

で、最近ではもっぱら第2の論点である思想・信条の自由論が強調されている。

しかし、学校教育で国旗・国歌を指導することは、国語や算数と同じように、国民として必要な基礎・基本を教えることである。なんら思想・信条の自由を侵すものではない。

こういふと、国旗・国歌は人間の内的価値にかかわる問題だから、国語や算数と同一には論じられないという反論がある。だが、それを言うなら、教育そのものが人間の内的価値の形成にかかわる営みではないか。国旗・国歌の指導のみが思想・信条の自由に反するという言い分には理由がない。

許されない学校運営の妨害

教師が国旗・国歌にどのような見解をもとうが自由である。しかし、国旗・国歌に反対だからといって、学校の正常な運営を妨害することは許されない。学校運営を妨げる行為は、処分の対象となることを免れない。

この点に関する最近の判例を紹介しておこう。

滋賀県の高校で卒業式当日、国旗を掲揚しようとする教頭から国旗を奪い取って減給処分を受けた事件が法廷で争われた。

平成13年5月7日、大津地裁は、卒業式において国旗を掲揚することは、教師や生徒、保護者の内心に強制を加えるものと解することができないこと、校務運営についての決定権限は校長にあって、職員会議にはないから、職員会議の決議が校長の権限よりも優先することはできないこと、を挙げて減給処分を適法と判示した。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

●新刊ご案内●

「教職研修」スタートブック・全4巻」予約受付中!

教育開発研究所刊

これからの“初任者研修”に最適の書! 初任・若年教員必携テキスト

第1巻『“学級づくり”スタートブック』(2月25日刊)

【各巻構成】第2巻『“授業づくり”スタートブック』(5月刊) 第3巻『“人間関係づくり”スタートブック』(8月刊)
第4巻『“校務・サービス”スタートブック』(11月刊) [各巻A5判220頁・定価2310円]

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)